

「使用料・手数料の算定の基本的な考え方（案）」 に対する意見募集について

「使用料・手数料の算定の基本的な考え方（案）」に対する意見の募集に際し、ご協力いただきありがとうございました。お寄せいただいたご意見及び意見に対する考え方について、とりまとめを行いました。

【意見の募集期間】

- ・平成28年4月20日（水）から平成28年5月20日（金）まで

【資料の閲覧方法】

- ・船橋市ホームページ、市役所（財政課、行政資料室）、船橋駅前総合窓口センター、各出張所、各公民館、各図書館

【意見提出の対象者】

- ・市内に住所を有する方
- ・市内に通勤又は通学されている方
- ・この案に関し利害関係を有する方（市内で事業を営む方など）

【意見の提出方法】

- ・郵送、ファックス、電子メール、持参

【集計結果】

①受付総数 1件

[内訳]

- ・受付方法別

郵送	F A X	電子メール	直接持参
0件	1件	0件	0件

- ・居住地別

市内	市外
1件	0件

②意見総数 1件

【パブリックコメントに寄せられたご意見と本市の考えについて】

	頁 (項目)	意見の概要	意見に対する市の考え方
1		<p>地方公共団体が提供するサービスは全て公共性があるため、市場原理の項目（考え方）を入れることは不適當ではないか。</p> <p>「受益」内容の公共性を考えるべき。真に個人的あるいは営業的利潤に益する行為か。個人的利用でも市民形成に有効な公共性を持つものがあるのではないか。</p>	<p>地方公共団体のサービスは、公共性が高く民間では供給されにくいものから、民間でも供給されつつ自治体においてサービスを提供するものもあります。</p> <p>本市が提供するサービスにも民間においてサービス提供されるものがあり、市場性についての考え方を含めることが適當であると考えます。</p>